

学校いじめ防止基本方針

岩手県立花巻農業高等学校

I いじめの防止に関する基本的な考え方

1 基本理念

いじめは、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

- (1) いじめはすべての生徒に起こりうるものであることを踏まえて、安心・安全な学校生活に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いち早く生徒の変化に気づくための感性をもち、早期発見できる生徒指導体制の充実を図り、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは生徒の尊厳を損なうとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることを全校生徒が認識し、いじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないよう、人権尊重の教育の充実を図り規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、「絶対にいじめを許さない」強い姿勢で行うとともに、家庭や地域、関係機関との協力関係を築きあげ、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校の取り組みや生徒の様子を積極的に発信するように努める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒が、同じ学校に在籍しているなど何らかの関わりがある他の生徒に対して行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

本校生徒は、いじめを行ってはいけない。また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置してはいけない。

4 学校及び職員の責務

いじめが行われず、全校生徒が安心・安全な学校生活に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

II いじめの未然防止のための取り組み

1 学校におけるいじめの未然防止

- (1) 教員はすべての授業において「わかる授業」を実践し、生徒一人ひとりの基礎・基本の定着を図り、達成感・成就感を持たせる学習指導に努める。
- (2) いじめは絶対にあってはならない、許されないという環境づくりに努め、いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、いじめ防止のためのLHR、学年・全校ガイダンス等を実施する。
- (3) 自己有用感や肯定感を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある学校生活を保障する。

- (4) いじめにつながる些細なことも見逃さず、生徒を見守ることができるように校務の効率化を図り、生徒とかかわることのできる時間づくりに努める。
- (5) 生徒が自主的に行ういじめ防止に関する生徒活動（生徒会執行委員会活動、生活委員会活動）を支援する。
- (6) 学校行事や地域交流、ボランティア活動等をとおして保護者他関係者との連携を深め、地域による生徒を見守る体制づくりに努める。
- (7) 全職員がいじめの様態や特性等について校内研修、職員会議をとおして共通理解を図り、組織的対応がとれるように努める。年4回（6月9月12月3月）
- (8) 基本方針の学校ホームページへの掲載などにより、保護者や地域住民に対する周知を図る。
- (9) 情報モラルセミナー等の実施によりインターネット上のいじめ防止及び対処のための啓発を図る。
- (10) 学校いじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に生徒・保護者に説明する。

2 いじめ防止の対策のための校内組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、副校長、生徒指導部長、保健・教育相談部長、教育相談担当、養護教諭、該当学年長、担任、必要に応じて外部専門家（スクールカウンセラー等）
その他校長が指名する教諭（部顧問、教科担）

(3) 組織の役割

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や指導計画の作成・実行・評価・修正

イ いじめの相談・通報の窓口

ウ いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有

エ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整

(ア) 緊急会議の開催

(イ) 関係生徒への事実関係の聴取

(ウ) 事実関係の把握といじめであるか否かの判断

(エ) 指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携

オ いじめの被害生徒に対する支援と加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定

カ いじめ防止等に関する研修会の企画立案

(4) 委員長（校長）が招集し、随時開催する。

III いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめ調査等

いじめを早期発見するため、生徒及び保護者に対する定期的ないじめアンケート調査・聴き取り調査を実施する。アンケート記入や聞き取りからの相談には迅速な対応を徹底する。

(1) 生徒対象いじめアンケート調査 年4回（6月9月12月3月）

(2) 懇談時の学級担任による生徒からの聴き取り調査 年4回（6月9月12月3月）

(3) 保護者対象の聞き取り 年2回（三者面談時7月12月）

(4) 保護者対象アンケート 年1回（学校評価アンケート）

2 いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行える機関・窓口を設置し活用する。

- (1) 日常のいじめ相談 全職員による対応
- (2) 教育相談室への相談 教育相談部・養護教諭の対応
- (3) スクールカウンセラーの活用 教育相談部・カウンセラーの対応
- (4) 地域からの相談 副校長の対応
- (5) インターネットを通じて行われる相談 学校または所管警察署
- (6) 市町村設置の相談窓口 24時間いじめ相談電話（県） 019-623-7830
花巻市相談窓口（市） 0198-45-1311

3 いじめの防止のための対策に従事する人材資質の向上

いじめの防止のための対策に関する研修会を実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

IV いじめ問題に対する早期対応

1 いじめの早期解決のための取り組み

(1) いじめ発見・通報を受けたとき

ア いじめの疑いがある場合、些細なことであっても早期に調査を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合その場でその行為を止めさせる。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に話を聴く。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

イ 教職員は一人で対応したり、抱え込んだりせず、速やかに学年主任や生徒指導主事、管理職に報告する。その後は「いじめ防止対策委員会」を中心として、速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果、いじめが認知された場合、被害・加害の保護者へ連絡し、家庭訪問等により直接会って事実を伝える。

ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を守り通すという観点から対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な対策を求める。

(2) いじめられた生徒又は保護者への支援

いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒とその保護者の心のケアに努める。

(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

ア 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

イ 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者に事実を伝え、これからの対応への協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

ウ いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

エ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、再発防止を目的とした特別指導により健全な人格の発達指導を継続的に行う。

オ いじめた生徒の保護者と連絡を定期的に取りあう。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめを見ていたり、幫助していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

イ いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

ウ 同調したりはやし立てたり、見て見ぬふりをしていた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強めることになることを理解させるようにする。

エ 生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

2 インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合

学校として問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存する。「いじめ対策委員会」において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応

問題箇所の確認、印刷・保存の後、迅速な削除要請をする。被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。

(3) 情報モラル教育

教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識を身につけさせ能力の向上に努める。

3 いじめの解消

(1) 解消の定義

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が本人および保護者において満たされていることとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

V 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

ア 生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態の報告

- (1) 重大事態が発生した場合は、学校長が岩手県教育委員会に迅速に報告する。
- (2) 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

- (1) 重大事態が発生した場合は関連機関と協議の上、当該事案に対処する組織を「いじめ防止対策委員会」を中心として設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (2) 調査には事案の性質に応じて、スクールカウンセラー、医師、弁護士等の専門家及び調査の公平性・中立性を確保するための第三者の参加を図る。
- (3) 調査結果については、いじめ被害者及び加害者とその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (4) 関係者の意向に配慮したうえで、説明会を開き全校生徒、保護者に事実関係を説明する機会を設けるとともに、解決及び再発防止についての協力を要請する。
- (5) 学校全体として再発防止に取り組む
- (6) 重大事態への調査が岩手県教育委員会の主体となる場合、その指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI その他留意点

いじめ対策委員会は、いじめの実態把握及びいじめに対する措置等が適切に行われたかを適正に自校で評価し、必要に応じて基本方針の見直しを行う。

平成26年10月1日 策定

平成30年3月30日 一部改正

(資料)

1 具体的ないじめの態様例

- (1) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ア わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - イ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ウ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- (2) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ア 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - イ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
- (3) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ア パソコンや携帯電話の掲示板やライン、ブログ等に中傷の情報を載せられる。
 - イ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ウ SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)のグループから故意に外される。
- (4) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ア 使い走りさせられたり、万引きやかつあげを強要されたりする。
 - イ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ウ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- (5) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ア 対象の子が来ると、その場からみんななくなる。
 - イ 遊びや、チームに入れない。
 - ウ 席を離される。
- (6) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ア 身体の動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - イ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ウ 存在を否定される。